

貨物自動車運送事業者の事業停止処分

下記事業者について、一般貨物自動車運送事業の事業停止処分を行いました。

NO.	行政処分日	事業者名	主たる事務所の位置	停止営業所	営業所の住所
1	平成23年3月18日	株式会社 マウス	兵庫県高砂市	明石	兵庫県明石市
	停止営業所	営業所の住所	停止営業所	営業所の住所	
	本社(波除)	大阪府大阪市港区	本社(高砂)	兵庫県高砂市	
	停止営業所	営業所の住所	主な違反条項	違反行為の概要	停止車両数
	西脇	兵庫県西脇市	法第17条第3項	法第17条第3項	42両(明石)
	停止車両数	停止車両数	停止車両数	営業所停止日数	
	5両(大阪)	9両(高砂)	5両(西脇)	14日間(明石)、以外は3日間	
	車両停止	車両停止期間	その他	当該違反点数	累積点数
	42両のうち3両	営業停止後238日間(3両)	—	16	79